

# 上尾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画～概要版～

## 1 計画策定の目的

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画は、計画的に廃棄物処理を推進するための基本方針であり、上尾市は、平成 27 年度（平成 28 年 3 月）に「上尾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「前計画」といいます。）」を策定し、計画的な廃棄物の減量化、再資源化、適正処理に取り組んできました。

近年、地球温暖化対策の必要性や「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年 10 月）」「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 4 年 4 月）」などの法律の施行、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした国民の生活様式の変化など、廃棄物政策においても社会から求められる事項が大きく変容しています。

今般は前計画の中間見直し期間にあたりますが、前述の背景及び市内のごみ処理の状況を踏まえて、見直しではなく、計画を新たに策定します。なお、本市では伊奈町とのごみ処理広域化を、11 年後（令和 15 年度から新施設稼働開始を予定）に控えていることから、令和 3 年度に策定した「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画（令和 4 年 3 月）」との整合を図るものとします。

## 2 計画の概要

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第 6 条に基づき策定するもので、本市の廃棄物行政の最上位計画と位置付け、ごみの発生量と処理量の見込み、排出抑制等の方策、分別区分などを定めます。

なお、本計画の策定・見直しに際しては、関連法のほか、本市の「第 6 次上尾市総合計画」及び「第 3 次上尾市環境基本計画」との整合を図ります。

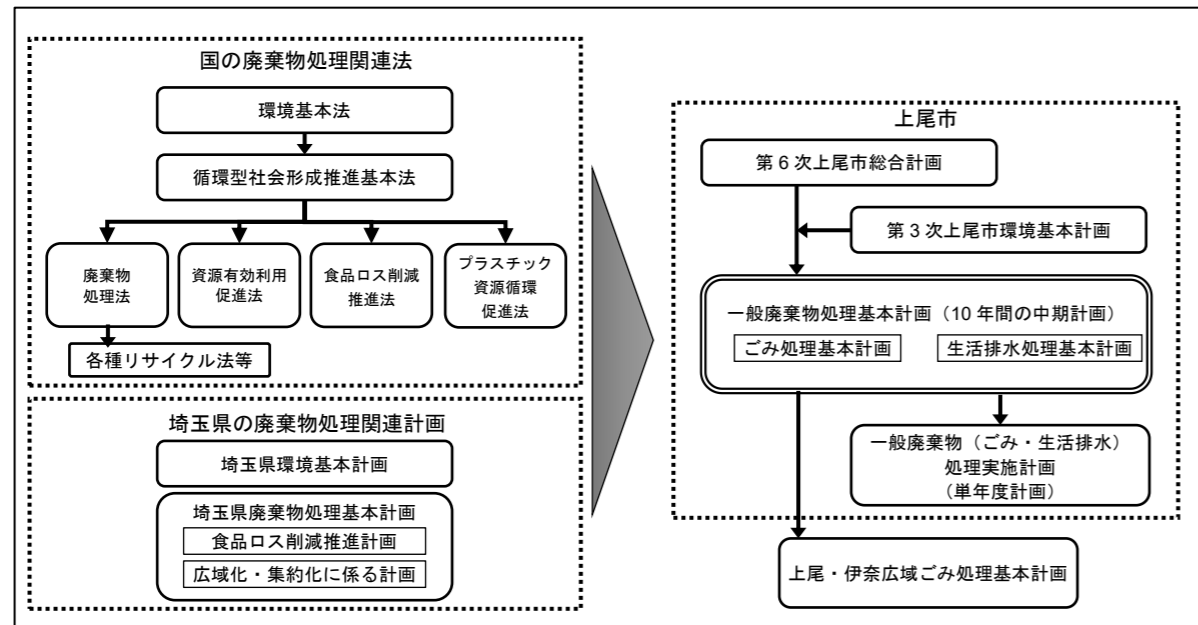
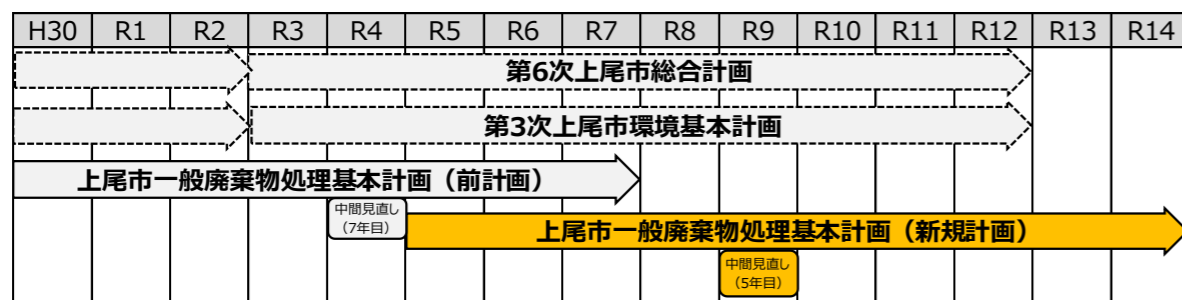


図 1 計画の位置付け

### (2) 計画の期間

本計画は、令和 5 年度から令和 14 年度の 10 年間の計画期間とする。

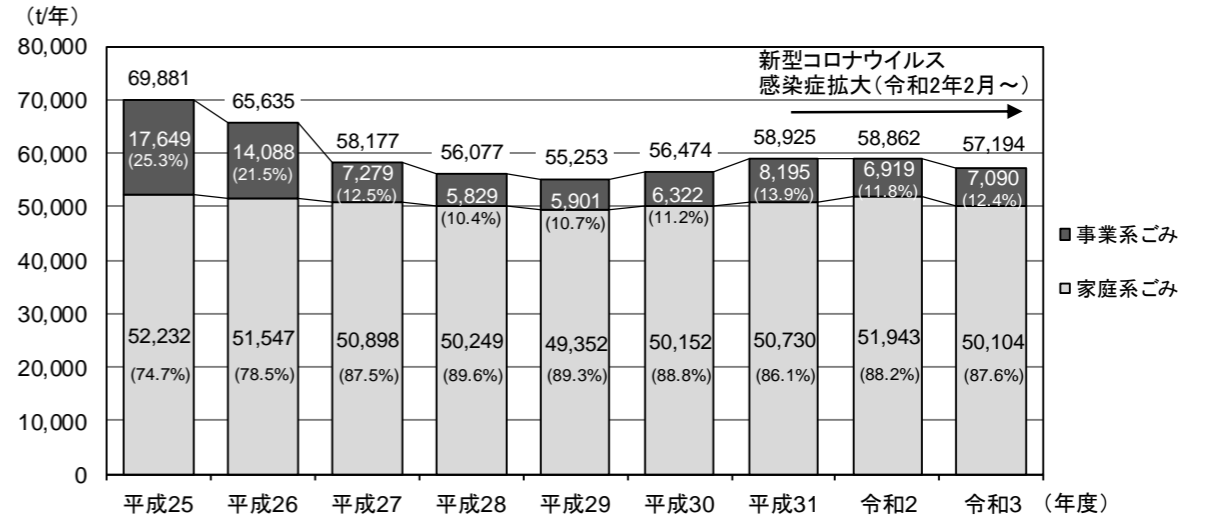
国・県や広域市町村の動向、社会情勢や市政の変化に応じて、5 年目に中間見直しをするものとする。



## 3 ごみ処理の現状

### (1) ごみの排出量の推移

本市のごみの排出量は、家庭系ごみが大半で総ごみの 87.6%（令和 3 年度）を占めています。家庭系ごみは、1 人 1 日あたりの排出量は減少していますが、人口増加の影響で横ばいの傾向にあります。また、令和 2 年度のごみ量が増加していますが、これは新型コロナウイルス感染拡大により生活様式が変化（在宅勤務等）した影響と考えられます。また、事業系ごみは平成 28 年度まで減少していましたが、平成 29 年度以降は増加傾向にあります。



※平成 31 年度は令和元年度台風の災害ごみ受入の影響で事業系ごみ量が一時的に増加しています。

図 2 家庭系ごみ・事業系ごみの排出量及び排出割合

### (2) 計画目標及び数値目標達成の進捗状況

前計画では、「みんなで実現 ごみを減らして資源を循環させるまち」を基本理念として、計画目標及び数値目標の達成（目標年度：令和 7 年度）を目指し、各種施策を推進しました。令和 3 年度時点における進捗状況を見ると、家庭系可燃物量が未達であるものの、その他の項目は前倒しで目標を達成するなど順調に推移しています。

表 1 令和 3 年度時点における進捗状況

項目	前計画		実績値 令和 3 年度	参考指標 (達成率 <sup>※1</sup> )	進捗評価
	基準年度実績 平成 26 年度	計画目標値 令和 7 年度			
計画目標	可燃物総排出量 (t/年)	59,331	51,307 (基準年比 86.5%)	50,567	● (109%) 前倒しで達成
数値目標	家庭系可燃物量 (t/年)	45,332	42,531 (基準年比 93.8%)	43,523	× (65%) 目標達成まで 992t
	事業系可燃物量 (t/年)	17,487 <sup>※2</sup>	8,776 (基準年比 50%)	7,044	● (120%) 前倒しで達成
	1 人 1 日家庭系可燃物量 (g/人・日)	545	525 (基準年比 96.3%)	518	● (135%) 前倒しで達成

※1 達成率 (%) : R7 目標値に対する達成率 = (R3 実績 - H26 実績) / (R7 目標値 - H26 実績) × 100

※2 平成 26 年度に事業系ごみの分別徹底の取り組みを開始したため、事業系可燃物量の基準年度は平成 25 年度としている。

## 6 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

### (1) 基本理念及び基本方針

市民、事業者、行政がそれぞれの責任と義務を果たすことにより、資源、エネルギーが無駄なく活用された、環境への負荷の少ない資源循環型社会を実現を目指す必要があります。中でも、基本方針①に示す「リデュースの推進によるごみ発生抑制」が最も優先されるべきことです。以上のことを踏まえ、本計画の基本理念及び基本方針を次のように定めます。

#### 基本理念

みんなで実現

ごみを減らして  
資源を循環させる  
まち

#### 基本方針

- 基本方針① リデュースの推進によるごみ発生抑制
- 基本方針② リユース・リサイクルの推進による資源循環
- 基本方針③ 効率的な収集・運搬体制の確保
- 基本方針④ 安心・安全なごみ処理体制の維持
- 基本方針⑤ 不法投棄ごみの発生抑制
- 基本方針⑥ 脱炭素社会に向けたごみ処理

### (2) 目標値設定の考え方

前計画では、家庭系ごみの目標値には可燃物の総排出量のみを用いていました。しかしながら、この目標の場合、可燃物以外の不燃物や粗大ごみの増減が反映されないこと、また総排出量であるため、ごみの増減だけでなく人口の増減によっても左右され、取組の進捗がわかりにくいことから、本計画では、「資源物を除く1人1日あたり排出量（不燃物、粗大ごみ、ふれあい収集を含む）」を新たに目標の対象として設定することとしました。

事業系ごみについては、人口による直接的な影響はありませんが、家庭系ごみ同様に不燃物や資源物を含めた総排出量を新たな目標の対象とします。

表2 前計画及び本計画の目標値設定の比較

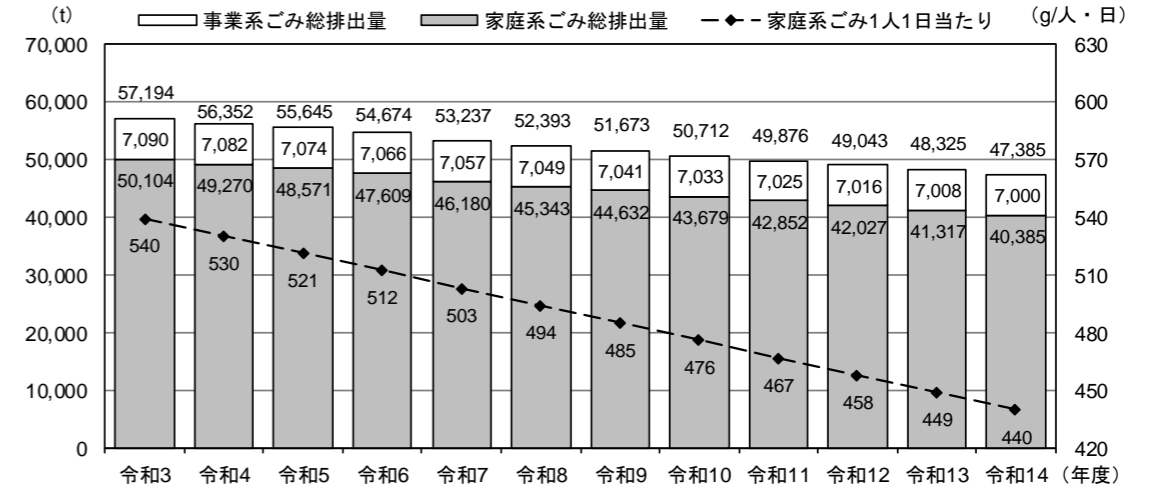
項目		前計画目標の対象（令和7年度）	本計画目標の対象（令和14年度）
ごみ総排出量	家庭系ごみ	可燃物	資源物を除く 1人1日あたり 排出量
	不燃物		
	粗大ごみ		
	ふれあい収集		
	資源物		
事業系ごみ	可燃物	可燃物総排出量	総排出量
	不燃物		
	資源物		

### (3) 計画の目標

目標 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を基準年から100g/人・日減らし、目標年までに440g/人・日、基準年比81.5%とします。

表3 数値目標

項目	設定の考え方	基準年 令和3年度	中間年 (基準年から6年目) 令和9年度	目標年 (基準年から11年目) 令和14年度
1人1日あたりの家庭系ごみ (原単位)	第四次循環型社会形成推進計画及び埼玉県一般廃棄物処理基本計画の目標値を参考に設定	540g/人・日	485g/人・日 基準年比89.9% 【約1割減】	<b>440g/人・日</b> 基準年比 <b>81.5%</b> 【約2割減】
事業系ごみ総排出量 (年間)	近年増加傾向であることを踏まえ、令和3年度実績を維持する。	7,090t	7,041t 【基準年を維持】	<b>7,000t</b> 【基準年を維持】



※数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

図3 ごみ排出量の将来推計（目標達成時）

### (4) 施策

計画の目標達成に向け、下記の施策及び取組を推進します。

基本方針	施策	取組	主に関連するSDGsのゴール
基本方針1 リデュースの推進による ごみ発生抑制	1-① 家庭系ごみの減量推進	①「買わない」「使わない」の推進 ②家庭用生ごみ処理容器の購入補助 ③食品ロスの削減【新規】 ④家庭系ごみの有料化の検討【重点】	2 気候変動に具体的な対策を、12 つくる責任、17 パートナリーシップで目標を達成しよう
	1-② 事業系ごみの減量推進	①事業者への排出抑制・分別・資源化の呼びかけ ②搬入検査 ③廃棄物減量等計画書 ④事業系一般廃棄物搬入手数料の見直し	
基本方針2 リユース・リサイクルの 推進による資源循環	2-① リユースの推進	①不要になった家具のリユース	2 気候変動に具体的な対策を、12 つくる責任、17 パートナリーシップで目標を達成しよう
	2-② リサイクルの推進	①雑がみの分別推進 ②小型家電リサイクルの推進 ③地域リサイクル事業への支援 ④ペットボトルキャップのリサイクル	
基本方針3 効率的な 収集・運搬体制 の確保	3-① 効率的な収集・運搬体制の確保	①収集運搬体制の確保 ②低公害車の導入促進 ③動物遺体収集	11 住み続けられるまちづくりを、13 気候変動に具体的な対策を、17 パートナリーシップで目標を達成しよう
	3-② 新たな収集・運搬体制の 検討	①広域化を見据えた効率的な収集・運搬体制の検討【新規】 ②新たな技術を取り入れた収集・運搬体制整備に向けた調査・研究【新規】	
基本方針4 安心・安全な ごみ処理体制 の維持	4-① 安定処理のための施設の 管理・整備	①適正処理 ②適正運転 ③既存施設の延命化【新規】 ④広域による新しい施設の整備【新規】	3 気候変動に具体的な対策を、12 つくる責任
	4-② 最終処分場の確保	①最終処分場の確保 ②最終処分量の抑制	
	4-③ 災害時などの対応	①災害廃棄物処理計画に基づく体制整備 ②広域連携	
基本方針5 不法投棄ごみの 発生抑制	5-① 不法投棄ごみの発生抑制	①不法投棄ごみの発生抑制 ②ごみ散乱防止 ③ごみ集積所対策 ④市民との協働による美化活動の推進	11 住み続けられるまちづくりを、15 陸の豊かさを守ろう、17 パートナリーシップで目標を達成しよう
基本方針6 脱炭素社会に向けた ごみ処理	6-① 脱炭素社会に向けたご みの分別	①プラスチックの分別及び再資源化の検討【新規】 ②バイオマスエネルギーの調査	
	6-② 脱炭素社会に向けた環 境啓発	①環境学習の推進 ②各種イベントでの啓発 ③グリーン購入の推進	7 気候変動に具体的な対策を、11 住み続けられるまちづくりを、13 気候変動に具体的な対策を
	6-③ 脱炭素社会に向けた施 設の整備	①廃棄物エネルギーの利活用 ②【施策④-1と同じ】既存施設の延命化【新規】 ③【施策④-1と同じ】広域による新しい施設の整備【新規】	

※ゴール2：飢餓をゼロに、ゴール3：すべての人に健康と福祉を、ゴール7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに、ゴール11：住み続けられるまちづくりを、ゴール12：つくる責任つかう責任、ゴール13：気候変動に具体的な対策を、ゴール15：陸の豊かさを守ろう、ゴール17：パートナーシップで目標を達成しよう